

大館都市計画新用途地域計画図(案)

用途地域が決定されるまでの手続

1. 公聴会

公聴会の日時、開催場所は北鹿新聞、東北新報等に公告のうえお知らせします。

公聴会で公述を希望される方は、公述申出書に意見の要旨およびその理由を書き、指定日(別に定める)まで市役所都市開発課へ提出してください。

ただし、公述人となることができる方は市の住民に限ります。公述を希望される方が多数のときは、公述人となる方を選んで、その結果をご本人に通知します。

2. 縦覧

市長が公聴会で出された意見を加味して案をまとめますと、2週間縦覧に供します。縦覧の場所や日時は市役所各出張所に公告します。縦覧の期間中に皆さんや利害関係人は、この案について意見書を市長に提出することができます。

公述申出書

大館都市計画の用途地域についての構想に対して、次のとおり意見を申し述べたいので申し出ます。

昭和 年 月 日

大館市長 石川芳男殿

公述申出人

住所

氏名

年令

職業

意見の要旨およびその理由 別紙

※「意見の要旨およびその理由」作成上の注意

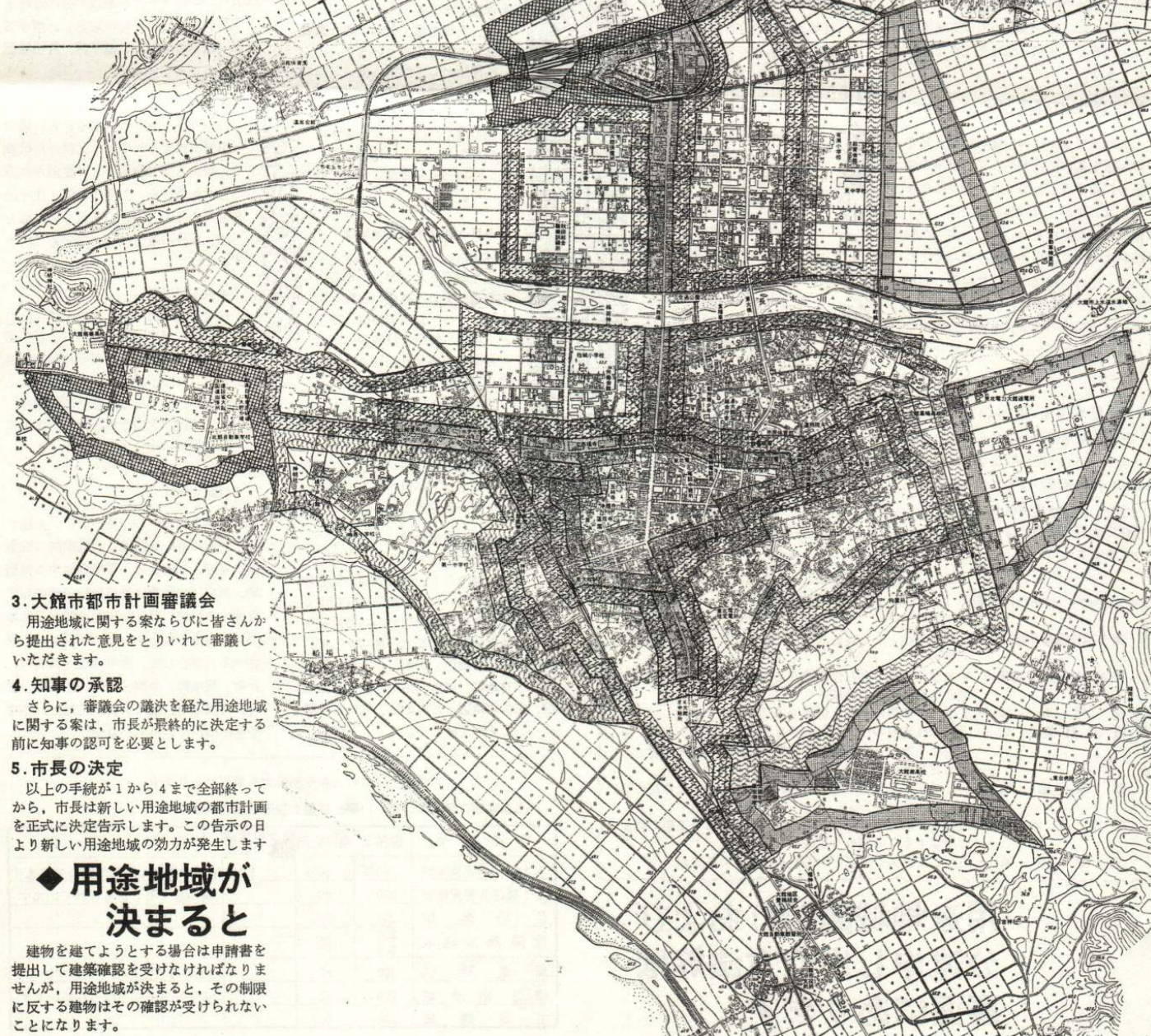
① B4.400字詰原稿用紙2枚以内に意見の要旨および理由を区分して記載すること。

② 楷書で白筆し、横書きすること。

凡例

	第1種住宅専用地域
	第2種住宅専用地域
	住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

※それぞれの用途地域は凡例の模様でかこまれたワケ内全域です。



3. 大館市都市計画審議会

用途地域に関する案ならびに皆さんから提出された意見を取りいれて審議していただきます。

4. 知事の承認

さらに、審議会の議決を経た用途地域に関する案は、市長が最終的に決定する前に知事の認可を必要とします。

5. 市長の決定

以上の手続が1から4まで全部終わってから、市長は新しい用途地域の都市計画を正式に決定告示します。この告示の日より新しい用途地域の効力が発生します

◆用途地域が決まると

建物を建てようとする場合は申請書を提出して建築確認を受けなければなりません。用途地域が決まると、その制限に反する建物はその確認が受けられないこととなります。